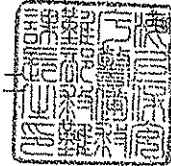


保警救第77号
平成19年10月10日

(財)日本海洋レジャー安全・振興協会
会長 戸田 邦司 殿

海上保安庁警備救難部救難課長
(マリンレジャー安全推進室長)
木 田 祐



マリンレジャー活動における児童等の事故防止対策について (依頼)
謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より海上保安業務に対しまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、海上保安庁におきましては、平成12年7月に兵庫県の明石海峡において、プレジャーボートから6歳の男児が海中転落し、それを助けようと父親、母親が相次いで海に飛び込み3名共に亡くなるという事故を契機に、貴団体等の協力を得て「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の適切な連絡手段の確保」、「118番の有効活用」の三つの基本からなる自己救命策確保キャンペーンを展開してきておりますが、お蔭様で、年々、着実にその成果が上がってきており感謝いたしている次第であります。

しかしながら、本年1月には静岡県伊東市沖において、11歳の女子が遊漁船から海中転落し、助けに向かった父親と共に亡くなるという事故が、更に、9月には広島県江田島沖において、小型ヨットが転覆し、海に投げ出された5歳と9歳の女児2名が亡くなるといった同様の事故が相次いで発生しており、残念ながらいずれのケースにおいても、自己救命策の基本であるライフジャケットの着用がなされていませんでした。

また、当庁が確認した過去5カ年間(平成14年～18年)におけるプレジャーボートや岸壁等からの海中転落者のうち、15歳以下の事故者は48名で、うち11名の方が亡くなっている状況にあります。これら事故者におけるライフジャケットの着用率を見ても8%(48名中4名)と低く、一方において、着用者については、全員が生存という結果となっております。

申すまでもなく、児童等をプレジャーボートに乗せたり、岸壁等で魚釣りをさせる場合、常に海中転落の危険性があり、また、完璧な事故の未然防止も難しいことから、被害の極限化を図るためには、事故の発生に備えた事前の取組み、具体的には「児童等の体格に応じた適正なライフジャケットの常時着用」が必要不可欠であり、今後、自己救命策確保三つの基本の更なる普及・定着に併せて、児童等の保護者や行事等の主催者に対する指導を強化したいと考えております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、貴団体及び傘下会員の皆様方に対しまして、下記の事項についてご協力を賜りたく、ご配慮の程、宜しくお願い申し上げます。

記

1 共通依頼事項

- 児童等を対象とした海中転落の危険性が高い行事等におけるライフジャケット常時着用の徹底
- 各種のイベント、会報誌やホームページを活用した会員等への周知・啓発

2 個別依頼事項

- 取扱説明書や商品タグ等を活用した注意喚起（関連企業）
- 専門誌や業界紙を通じた注意喚起（ジャーナリスト団体）
- 海技免状更新講習会等における注意喚起（講習機関）
- 船舶検査実施時におけるボートオーナー等への注意喚起（船舶検査機関）
- PTA 活動を通じた保護者への注意喚起（日本 PTA）

添付物：「児童等に係る事故事例」、「周知・啓発資料（サンプル）」

参考（ライフジャケットの貸し出しについて）

日本国内で行われるマリレジャー等の行事を対象に、(財) マリンスポーツ財団では、ライフジャケット（子供用、大人用）の貸し出しを実施しています。

詳細は、同財団ホームページで確認下さい。

<http://www.maris.or.jp/rental/index.htm>

児童等に係る事故事例

【ライフジャケット（以下「LJ」と記載）を着用しておらず死亡した事例】

発生時期：2003年9月 <船舶からの海中転落>

事故者（当時6歳、LJ非着用）は、父親の操船する船舶の後部に父親の指示により座り、父親は前方を見て操船していたが、5分後父親が事故者を確認したところ居なくなっていた。父親は直ちに引き返し付近海域を捜索したが発見できず、漁協等に連絡。海上保安庁の船艇、航空機や警察、漁船（水難救済会）等により4日間捜索したものの発見されなかったが、後日遺体として発見された。

発生時期：2005年5月 <釣り中の海中転落>

事故者（当時4歳、LJ非着用）は祖父とともに車で釣りに出かけたが、日没になっても帰ってこなかったため、父親から捜索依頼が出された。周辺各港を捜索中、捜索車両が発見され、付近海岸に打ち上げられている事故者を見、また祖父も岸壁直下にうつ伏せ状態で沈んでいるのを見、両名とも溺死が確認された。発見時、車両付近の岸壁には釣り竿1本が置かれ、外出時祖父が被っていた麦藁帽子や同人の靴が散乱した状態で見、靴を脱ぎ捨て海に飛び込んだものの、両名とも溺死したものと推定される。

【LJを着用していて助かった事例】

発生時期：2003年8月 <船舶からの海中転落>

事故者（当時4歳、LJ着用）は、父親の所有船舶（父親、兄と3名乗り組み）で遊漁中、誤って海中転落した。父親（LJ非着用）が救助のため飛び込み、船上の長男（11歳、LJ着用）と協力して救助したが、父親は自力で船に上がろうとしたものの力尽き、船から離れて溺水、死亡した。なお、事故者の人命に異常は無かった。

発生時期：2006年11月 <釣り中の海中転落>

事故者（当時9歳、LJ着用）は、父親が防波堤で釣り中に姿が見えなくなった。父親は事故者の叫び声を聞きつけ、出港中の漁船に助けを求めて乗り込み、救助に向かった。事故者は、防波堤のテトラポット付近に浮いているのを見、無事救助された。事故者は左頭部をうち、多少の海水を飲んでいるものの命に別状は無かった。



～海上保安庁からのお知らせ～

子供たちの命をライフジャケットで守りましょう

～プレジャーボートで遊ぶ時、岸壁・防波堤等で魚釣りをする時は、
小さいお子さんへの安全対策をお願いします～

今年9月に、広島で転覆したヨットから海に投げ出された9歳と5歳の女の子が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。また、1月には静岡県沖でプレジャーボートから海中転落した11歳の女の子を助けようとした父親が亡くなる事故が発生しており、いずれも、亡くなった女の子はライフジャケットを着用していませんでした。

過去5カ年(平成14～18年)に発生した、15歳以下のプレジャーボートや岸壁等からの海中転落者は48名で、そのうち11名が亡くなっています。

事故者のライフジャケットの着用率は8%と極めて低く、亡くなった全員がライフジャケットを着用していませんでした。

一方、ライフジャケット着用者の生存率は100%となっています。

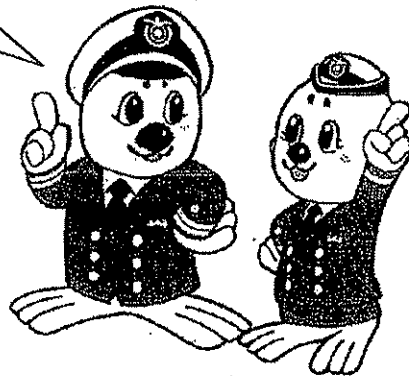
小さいお子さんと一緒に、プレジャーボートに乗るときや魚釣りに行くときには、お子さんはもちろんのこと、保護者についても、常にライフジャケットを着用するとともに、お子さんから目を離さない等、十分な安全対策をして、楽しんでもらいたいと思います。

海上保安庁が推進する自己救命策3つの基本

携帯電話の防水パック
も忘れずに！！

ライフジャケット
の常時着用！！

うみのもしもは
118番ね！！



JAPAN COAST GUARD